

# **ビッフレッツ・テレビ**

一ご利用ガイドー



## はじめに

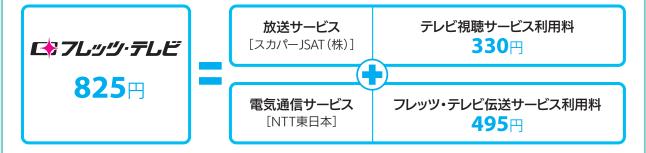
この度は、フレッツ・テレビをお申し込みいただきまして誠にありがとうございます。

本書では、フレッツ・テレビのサービス内容および視聴方法等について記載しておりますので、サービス ご利用前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

## ■フレッツ・テレビとは

フレッツ・テレビは、フレッツ光等を利用して地上デジタル放送・BSデジタル放送などを受信できるサービスです。ご利用にはNTT東日本が提供する「フレッツ・テレビ伝送サービス」と、スカパー JSAT (株)が提供する「テレビ視聴サービス」のご契約が必要です。



### ■サービスの特長



光回線を利用して映像を配信するため、 UHFアンテナやパラボラアンテナ等を 設置する必要がありません。

現在電波障害地域にお住まいの場合でも、安定した映像をご覧いただけます。

地上 デジタル BS デジタル

地上デジタル放送だけでなく、BSデジタル放送もSTB等の受信機器なしでご覧いただけます。

※BSデジタル放送の有料チャンネルは、スカパー!のご契約が必要です(WOWOWを除く)。



IP通信網を利用する放送サービス (IP再送信) とは異なり、STB等の受信機器の接続が不要です。

※オプションの「スカパー!プレミアムサービス光」を ご契約いただく場合は、STBが必要となります。 スカパー! 約80ch スカパー! プレミアムサービス光 約140ch 追加オプションとして、スカパー!の専門 チャンネル放送も視聴することができます。

※スカパー! の専門チャンネルを視聴するには、別途ご契約と、CS放送に対応したテレビまたはチューナーが必要となります。

※宮城県、山形県、岩手県では「スカパー!プレミアムサービス光」をご視聴いただけません。



宅内の受信設備を大幅に変える必要なく4K放送・8K放送 全チャンネルをご覧いただけます。 ※4K8K衛星放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

※一部のチャンネルの視聴には「光対応 4K8K衛星放送アダプター」が必要となります。

※「光対応 4K8K衛星放送アダプター」はスカパー!カスタマーセンターまたはスカパー!公式サイトにてご購入いただけます。 ※別途視聴料等が必要な場合があります。

#### 【お知らせ】

2025年12月ご利用分から「テレビ視聴サービス利用料」は495円/月に変更され、フレッツ・テレビ月額利用料は990円/月となります。

## ■提供条件

## ■提供エリア

2025年10月現在、フレッツ・テレビの提供エリアは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、福島県、北海道、長野県、宮城県、山形県、岩手県の各一部エリアとなります。

なお、最新の提供エリアについては、フレッツ公式ホームページ (https://flets.com/ftv/index.html) をご覧いただくか、0120-116116へお問い合わせください。

### ■フレッツ光等のご契約

フレッツ・テレビのご利用にはフレッツ光等のご契約が必要となります。

なお、対応のサービスタイプは次のとおりとなります。

- ●フレッツ 光クロス
- ●フレッツ 光ネクスト

ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプ ファミリー/マンション・ギガラインタイプ ファミリー/マンション・ハイスピードタイプ ファミリータイプ、マンションタイプ (光配線方式)

- ひかり電話ネクスト
- ※宮城県、山形県、岩手県では集合住宅向けタイプへのフレッツ・テレビの提供は行っておりません。

## ■契約の単位

フレッツ・テレビのご契約は1のフレッツ光等について1 契約となります。

## ■事業者契約

フレッツ・テレビのご利用にはスカパーJSAT(株)が提供するテレビ視聴サービスの契約が必要となります。

## ■回線終端装置

フレッツ・テレビをご利用いただくには、NTT東日本が用意する映像用回線終端装置をお客さま宅内に設置する必要があります。

## ■接続イメージ TV 端子 分配器 ■戸建てでご利用の場合 共聴設備 FLET'S 地上・BS放送 を視聴 FLET'S 分岐器 分配器 分配器 CS放送 映像用回線終端装置 TV 端子 ′ホームゲートウェイー 体型) 900 電話 スカパー!プレミアムサービス光 対応チューナー(オプション)\* BSデジタル放送 ★スカパー!の場合は不要。 NTT東日本設備 お客さま設備 地上デジタル 放送 ■マンションでご利用の場合(光配線方式) 共用部分 (MDF室) 分配器 映像用回線終端装置 スカパー!プレミアムサービス光 対応チューナー(オプション)\* スカパー 電話 JSAT(株) お客さま各戸 設備 分配器 スプリッタ 映像用回線終端装置 (ルーター/ホームゲートウェイ 一体型) FLET'S NTT東日本! 収容局 FLET'S 電話 お客さま各戸 ★スカパー!の場合は不要。 NTT東日本設備 お客さま設備 ※共用部分の光ファイバケーブルをNTT東日本にて 敷設した場合。 【ケーブルの種類】 ▶ 光ファイバケーブル 🛑 ■ 雷話ケーブル ■ 同軸ケーブル ■ HDMIケーブル ※映像用回線終端装置は一体型でない場合があります。 ※宮城県、山形県、岩手県ではマンションタイプへのフレッツ・テレビの提供は行っておりません。 ※宮城県、山形県、岩手県では「スカパー!プレミアムサービス光」をご視聴いただけません。

■ LANケーブル

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

## ■月額利用料

■フレッツ・テレビのご利用における月額利用料

フレッツ・テレビ 月額利用料

825₽

[内訳] フレッツ・テレビ伝送サービス利用料 495円 テレビ視聴サービス利用料 330円

	戸建/マンション	にお住まいの場合	戸建てにお信	主まいの場合	マンションにお	ら住まいの場合
	【フレッツ 光クロス】	【ひかり電話ネクスト】 ※インターネットの ご利用はできません	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガファミリー・スマートタイプ ◎ファミリー・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ファミリータイプ ◎ファミリー・ハイスピードタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガマンション・スマートタイプ ◎マンション・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎マンションタイプ ◎マンション・ハイスピードタイプ
					※プラン2	光配線方式の場合
フレッツ光等 月額利用料★		2, <b>7</b> 50円	<b>6,270</b> 円 ※ギガファミリー・スマート タイプの場合	5,940円	3,685円 ※ギガマンション・スマート タイプの場合	3,355円
	,	※基本プランの場合	5,940円 ※ファミリー・ギガライン タイプの場合		3,355円 ※マンション・ギガライン タイプの場合	
II						

合計	6,875円	3,575円	7,095円 ※ギガファミリー・スマート タイプの場合	6,765円	4,510円 ※ギガマンション・スマート タイプの場合	4,180円
	0,075	3,373	6,765円 ※ファミリー・ギガライン タイプの場合	<i>3</i> ,7 <i>33</i> ,1	4,180円 ※マンション・ギガライン タイプの場合	1,100,1

<sup>★</sup>プロバイダ料金は含んでいません。

#### 【お知らせ】

2025年12月ご利用分から「テレビ視聴サービス利用料」は495円/月に変更され、フレッツ・テレビ月額利用料は990円/月となります。

<sup>※</sup>NHK受信料は含まれません。

<sup>※</sup>上記、専門チャンネル(オプション)である「スカパー! 」、「スカパー! プレミアムサービス光」の料金についてはスカパーJSAT(株) から請求されます。 なお、お支払い方法の詳細については、スカパーJSAT(株)から送付されるパンフレット等にてご確認ください。 ※スカパー!をご契約中は、チャンネルまたはパック・セットを1つ以上、ご契約いただく必要がございます。

<sup>※</sup>ご利用料金のお支払いについてはP.16をご確認ください。

<sup>※2025</sup>年4月1日利用分より、フレッツ 光ネクスト(一部サービスタイプ)の月額利用料を改定します。 詳しくは https://flets.com/2024\_rebalance/ をご確認ください。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■専門チャンネル (オプション) のご利用における月額利用料							
	戸建/マンション	にお住まいの場合	戸建てにお作	戸建てにお住まいの場合		マンションにお住まいの場合	
	【フレッツ 光クロス】	【ひかり電話ネクスト】 ※インターネットの ご利用はできません	、	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ファミリータイプ ◎ファミリー・ハイスピードタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガマンション・スマートタイプ ◎マンション・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 〇マンションタイプ	
●スカパー!		※基本プランの場合	※ギガファミリー・スマートタイプ の場合		※ギガマンション・スマートタイプ プラン2の場合	※プラン2 光配線方式の場合	
ご希望の基本料				29円			
専門ch 視聴料 lch~ 合計			選んだ専門チャンネル		<b>-</b> 7∼		
Ich~   合計	837円~						
フレッツ・テレビ、 フレッツ光等*! 月額利用料との 合計	7,712円~	4,412円~	7,932円~	7,602円~	5,347円~	5,017円~	
スカパー! 基本料			42	29円			
基本			3,960円 *2				
プラン <sup>伝昵科</sup> (50ch) 合計				4,389円			
フレッツ・テレビ、 フレッツ光等** 月額利用料との 合計	11,264円	7,964円	11,484円	11,154円	8,899円	8,569円	
●スカパー!プレミ	アムサービス光						
スカパー! 基本料			42	29円			
光パック視聴料			4,13	88円 ★2			
HD(62ch) 合計			4,5	67円			
フレッツ・テレビ、 フレッツ光等** 月額利用料との 合計	11,442円	8,142円	11,662∄	11 <i>,</i> 332ฅ	9,077円	8,747円	
アラカルト 基本料	料 429円						
チャンネル 視聴料	選んだ専門チャンネルの視聴料 408円~						
(1ch~) 合計			83	7円~			
フレッツ・テレビ、 フレッツ光等** 月額利用料との 合計	7,712円~	4,412円~	7,932円~	7,602円~	5,347円~	5,017円~	
	+						

<sup>★1</sup> プロバイダ料金は含んでいません。 ★2 「スカパー! 基本プラン」および「スカパー! 光パックHD」の視聴料について、ご加入月は無料、初回請求月は1,980円です。ただし、スカパー! 新規加入と 同時に対象となるパックにお申し込みいただいたお客様のみ適用となります。

<sup>※</sup>NHK受信料は含まれません。

<sup>※</sup>上記、専門チャンネル(オプション)である「スカパー!」、「スカパー!プレミアムサービス光」の料金についてはスカパーJSAT(株)から請求されます。なお、お

支払い方法の詳細については、スカパーJSAT(株)から送付されるパンフレット等にてご確認ください。 ※スカパー!をご契約中は、チャンネルまたはパック・セットを1つ以上、ご契約いただく必要がございます。 ※スカパー!プレミアムサービス光を視聴するには、プレミアムサービス光対応チューナーが必要です。チューナーをスカパーJSAT(㈱)より購入される場合、別途 ご購入代金がかかります。詳しくはスカパー! カスタマーセンター (プレミアムサービス光窓口) 0120-818-666 (受付時間10:00~20:00) までお問い合 わせください。

<sup>※</sup>ご利用料金のお支払いについてはP.16をご確認ください。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

## ■初期費用

区分		金額
フレッツ・テレビ	フレッツ光等と同時工事の場合	3,300円
伝送サービス工事費	フレッツ・テレビ単独工事の場合	11,550円
屋内同軸配線工事費*	単独配線工事(テレビ1台)	7,150円
<b>座</b> 門四軸即極工事員^	共聴設備接続工事(テレビ2~4台)	25,080円*2
テレビ視聴サービス登録料		3,080円

- ★↑お客さまで屋内同軸配線工事をする場合は不要です。
- ★2テレビ4台までの接続に係る工事費です。5台目以降のテレビの接続工事には別途オプション工事費が必要となります。また、出力レベルが不足している場合、オプションにてブースター設置工事が必要となります。
- ※上記の工事費は代表的な例であり、お客さまの設備状況等により工事費が異なる場合があります。
- ※上記はフレッツ・テレビに関する初期費用です。フレッツ光等を新規にお申し込みの場合、別途フレッツ光等に関する初期費用が必要となります。
- ※新築戸建て物件などで、情報分電盤が設置されており、映像用回線終端装置との距離が3m程度の場合は、上記以外の工事メニューとなります(NTT 東日本による事前確認が必要となります)。

#### 《初期費用のご請求方法について》

フレッツ・テレビ伝送サービス工事費、屋内同軸配線工事費はNTTファイナンスから請求いたします。またテレビ視聴サービス登録料はスカパーJSAT (株)の依頼に基づき、NTTファイナンスが請求いたします。

## ■視聴可能な放送サービス

## ■地上デジタル放送

#### [対象エリア]

●首都圏エリア (東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)

1	NHK総合◆				
2	NHK Eテレ	•			
3	テレ玉 (埼玉県のみ配信)	tvk (神奈川県のみ配信)	チバテレビ (千葉県のみ配信)		
4	日本テレビ				
5	テレビ朝日				
6	TBSテレビ				
7	テレビ東京				
8	フジテレビ				
9	TOKYO MX				
11	スカパー!ナ	ビ1/スカパ-	-!ナビ2		

#### 北関東エリア (茨城県・栃木県・群馬県)

1	NHK総合 ◆ (茨城県は水戸放送局、栃木県は宇都宮放送局、) (群馬県は前橋放送局のみ					
2	NHK Eテレ ◆					
3	とちぎテレビ 群馬テレビ (新木県のみ配信) (群馬県のみ配信)					
4	日本テレビ					
5	テレビ朝日					
6	TBSテレビ					
7	テレビ東京					
8	フジテレビ					
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2					

## ●信越エリア

(和海県	:)	(長野県	:)
1	NHK総合◆	1	NHK総合◆
2	NHK Eテレ◆	2	NHK Eテレ◆
4	テレビ新潟	4	テレビ信州
5	新潟テレビ21	5	長野朝日放送
6	新潟放送	6	信越放送
8	新潟総合テレビ	8	長野放送
11	スカパー!ナピ1/スカパー!ナピ2		

## ●東北エリア

(福島県)		(宮城県)	
1	NHK総合◆	1	東北放送
2	NHK Eテレ ◆	2	NHK Eテレ◆
4	福島中央テレビ	3	NHK総合◆
5	福島放送	4	ミヤギテレビ
6	テレビユー福島	5	東日本放送
8	福島テレビ	8	仙台放送
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2	11	コミュニティチャンネル

#### (半壬ョ)

(山形県)		(岩手県)	
1	NHK総合◆	1	NHK総合◆
2	NHK Eテレ◆	2	NHK Eテレ◆
4	山形放送	4	テレビ岩手
5	山形テレビ	5	岩手朝日テレビ
6	テレビユー山形	6	IBC岩手放送
8	さくらんぼテレビ	8	岩手めんこいテレビ
9	市民チャンネル	10	ICT市民チャンネル2
11	市民チャンネル第2	11	ICT市民チャンネル

#### 北海道エリア

	1	北海道放送
	2	NHK Eテレ◆
	3	NHK総合◆
	5	札幌テレビ
	6	北海道テレビ
レビ	7	テレビ北海道
トル2	8	北海道文化放送
، الح	11	フカパーバーン /フカパーバーン

## ■BSデジタル放送

#### 「対象エリア]

●首都圏エリア、北関東エリア、信越エリア、東北エリア、北海道エリア

NHK BS ◆	BS232	放送大学テレビ(サブ)	BS242	J SPORTS 1 ◆□
BS日テレ	BS531	放送大学<ラジオ>	BS243	J SPORTS 2 ◆◎
BS朝日	BS191	WOWOWプライム ◆	BS244	J SPORTS 3 ◆□
BS-TBS	BS192	WOWOWライブ ◆	BS245	J SPORTS 4 ◆◎
BSテレ東	BS193	WOWOWシネマ ◆	BS251	BS釣りビジョン ◆◎
BSフジ	BS200	BS10	BS252	WOWOWプラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽 ◆○
BS11	BS201	BS10プレミアム ◆○	BS255	BS日本映画専門チャンネル ◆○
BS12ch TwellV	BS234	グリーンチャンネル ◆♡	BS256	ディズニー・チャンネル ◆○
放送大学テレビ(メイン)	BS236	BSアニマックス ◆○	BS260	J:COM BS
			BS265	BSよしもと
	BS日テレ BS朝日 BS-TBS BSテレ東 BSフジ BS11 BS12ch TwellV	BS日テレ     BS531       BS朝日     BS191       BS-TBS     BS192       BSテレ東     BS193       BSフジ     BS200       BS11     BS201       BS12ch TwellV     BS234	BS日テレ BS531 放送大学<ラジオ> BS朝日 BS191 WOWOWプライム ◆ BS-TBS BS192 WOWOWプライブ ◆ BSテレ東 BS193 WOWOWジネマ ◆ BSフジ BS200 BS10 BS11 BS201 BS10プレミアム ◆○ BS12ch TwellV BS234 グリーンチャンネル ◆○	BS日テレ BS531 放送大学<ラジオ> BS243 BS朝日 BS191 WOWOWプライム * BS244 BS-TBS BS192 WOWOWライブ * BS245 BSテレ東 BS193 WOWOWシネマ * BS251 BSフジ BS200 BS10 BS252 BS11 BS201 BS10プレミアム *○ BS255 BS12ch TwellV BS234 グリーンチャンネル *○ BS256 放送大学テレビ(メイン) BS236 BSアニマックス *○ BS260

### ■4K8K衛星放送

## [対象エリア]

●首都圏エリア、北関東エリア、信越エリア、東北エリア、北海道エリア

BS4K-101	NHK BS プレミアム4K ◆	BS4K-181	BSフジ 4K
BS4K-141	BS日テレ 4K	BS8K-102	NHK BS8K ◆☆
BS4K-151	BS朝日 4K	BS4K-211	ショップチャンネル 4K
BS4K-161	BS-TBS 4K	BS4K-221	4K QVC
BS4K-171	BSテレ東 4K		

- ◆は別途受信料/視聴料が必要です。 ◎は別途スカパー!の契約が必要です。 ☆は「光対応 4K8K衛星放送アダプター」が必要です。 ※ご覧になるには、各放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。
- ※FMラジオも聴取できます。聴取可能なチャンネル・周波数等につきましては、スカパーJSAT(株)のホームページ (https://www.skyperfectv.co.jp/service/ftth/channel/)をご覧ください。
- ※上記チャンネルは、当該放送局の所在県域内でのみご視聴いただけます(例:千葉県にお住まいでフレッツ・テレビを利用して、「テレ玉」を 視聴することはできません)。なお、埼玉県新座市の一部にて「テレ玉」が視聴できないエリアがございます。
- ※「光対応 4K8K衛星放送アダプター」はスカパー!カスタマーセンターまたはスカパー!公式サイトにてご購入いただけます。
- ※北海道伊達市大滝区で受信できる放送は、地上デジタル放送に限ります。

## フレッツ・テレビ ご視聴までの流れ

## ■各種ご案内の送付

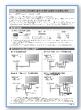
フレッツ・テレビをお申し込みいただいたお客さまへ各種ご案内が届きます。

## NTT東日本よりお届けするもの

#### 【開通のご案内】

CONTROL DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PRO

【ご確認いただきたい事項】



- ※掲載している内容はイメージです。
- ※「ご利用ガイド」については、「開通のご案内」をご確認いただき、お客さまにてダウンロードいただきます。

## ■回線工事(NTT東日本)

お申し込みの際に決定した工事日にNTT東日本の工事担当者が訪問し、回線工事を行います。

## FLET'S #

## と同時申し込みの場合

光ファイバの引き込み工事等を実施後、映像用回 線終端装置を設置し、接続試験などを行います。

## FLET'S #

## を既にご利用の場合

ご利用中の光ファイバに、映像用回線終端装置を設置し、接続試験などを行います。

※回線終端装置を交換する場合がございます。

## ■屋内同軸配線工事(テレビの接続工事)

屋内同軸配線工事(テレビの接続工事)は、NTT東日本にて実施いたしますが、お客さま自身で実施いただくことも可能です。

### NTT東日本工事の場合

お申し込みの際に決定した工事日にNTT東日本の工事担当者が訪問し、回線工事終了後に、屋内同軸配線工事を実施します。

- ●単独配線工事
- テレビ1台を接続する工事です。
- 共聴設備接続工事

複数台のテレビを接続する工事です。(テレビがないお部屋でもテレビ端子までの接続確認試験を行います。)

- ※集合住宅の場合、テレビ複数台を接続する共聴設備接続 工事は提供しておりません。
- ※工事内容によっては、同日に屋内同軸配線工事を実施できない場合もございます。

### お客さま工事の場合

屋内同軸配線工事は、お客さまご自身で実施いただくこともできます。実施にあたっては分配器、同軸ケーブル等が必要となります。

詳しくはP.12~P.14をご確認ください。

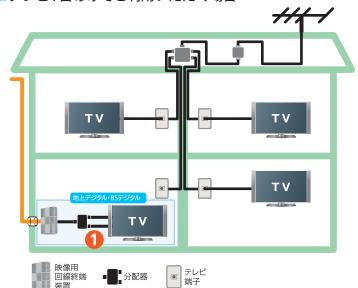


## 屋内同軸配線工事のパターンと工事費例

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

## ■屋内同軸配線工事例

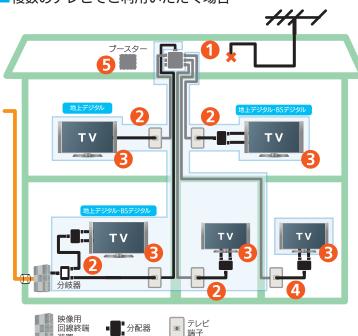
■テレビ1台のみでご利用いただく場合



#### NTT東日本で工事を実施する場合

- <単独配線工事>
- ■工事費:7,150円
- ■工事内容
- ●映像用回線終端装置とテレビ1台の接続、 テレビ1台のチャンネル設定、視聴確認、接 続済み周辺AV機器の設定(必要に応じて 同軸コード/同軸ケーブルの新設工事を 実施します)
- ■工事に含まれる部材等
  - ・2分配器×1個
  - ・同軸コード×3本
  - 単独配線工事の施工範囲

■複数のテレビでご利用いただく場合



#### NTT東日本で工事を実施する場合

- <共聴設備接続工事>
- ■工事費:25,080円
- ■工事内容
- ●映像用回線終端装置と既設共聴設備との接続および各部屋のテレビ端子レベル測定を実施
- 24台までのテレビとテレビ端子の接続
- ❸接続済みのテレビおよび周辺AV機器の視聴確認、放送視聴(チャンネル)設定
- ■工事に含まれる部材等
- ・映像用回線終端装置と既設共聴設備を接続するための同軸ケーブル(壁面内の同軸ケーブル新設分も含む)、分配器等
- ・4箇所までの各部屋のテレビ端子とテレビを接続するための同軸コード/ケーブルと分配器(5箇所以上はオプション)
- 共聴設備接続工事の施工範囲
- ■オプション工事
- ⁴5台目以降のテレビの接続についてはオプション工事にて実施します。(別途工事費がかかります)
- ⑤出力レベルが不足している場合、オプション工事にてブースター設置工事を実施します。(別途工事費がかかります)

## 屋内同軸配線工事のパターンと工事費例

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

## ■主なオプション工事例

テレビ5台目以降の接続に	→ 7.5 ·	
端末接続工事	ブースター設置工事	
お部屋のテレビ端子と、地上デジタル放送・BSデジタル放送を視聴するテレビなどとの接続を行います。	お部屋のテレビ端子や同軸コネクタの 取り替え、同軸コード/ケーブルの新設 などを行う工事です。	お部屋のテレビ端子で正常な出力レベルを確保するためブースターを設置します。
3,630円/1台	3,850円/1箇所	13,200円/1台

※オプション工事については、お客さまとご相談させていただいた後に実施させていただきますので、詳細は工事担当者にご相談ください。

## ■留意事項

- ●集合住宅の場合、テレビ複数台を接続する工事は提供しておりません。
- ●NTT東日本の屋内同軸配線工事においては、テレビがある場合に接続工事を実施いたします。なお、テレビのないお部屋における分配器、同軸コードなどの部材のみの設置は行いません。
- ●NTT東日本ではアンテナ撤去工事は行っておりません。
- ●フレッツ・テレビご利用開始後の故障修理については有償で対応いたしますが、お客さまのテレビ共聴設備環境によっては、対応できない場合がございますので、予めご了承ください。なお、原状復旧工事は行っておりません。
- ●共聴設備接続工事を行う場合、映像用回線終端装置の設置工事を実施する工事担当者と、屋内同軸配線工事を実施する工事担当者が別々にお伺いいたしますのであらかじめご了承ください。

## お客さま宅内の接続例

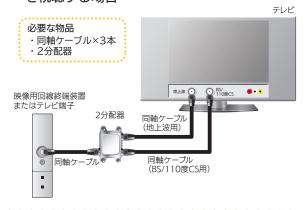
## ■必要な物品と接続例



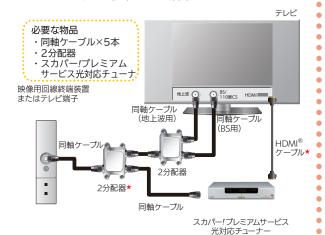
■地上放送のみ視聴する場合



■地上放送+BS放送+スカパー! を視聴する場合

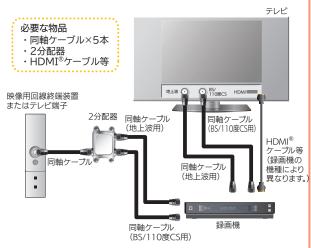


■地上放送+BS放送+スカパー!プレミアム サービス光を視聴する場合



\*2分配器1個、HDMI®ケーブル1本は、スカパー!プレミアムサービス光対応チューナーに同梱®

■デジタル対応録画機等と接続する場合 (地上放送+BS放送)



- ※テレビ端子での視聴は、映像用回線終端装置と共聴設備との接続工事を実施した場合に視聴可能となります。また、フレッツ・テレビに対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる70~2150MHzに対応したF型端子となります。お客さまの設備状況等によりご視聴いただけない場合があります。
- ※スカパー!プレミアムサービス光対応チューナーの接続はお客さまご自身で実施していただくか、ご希望の場合はスカパーJSAT(株)が有料にて実施いたします。スカパーJSAT(株)によるチューナーの接続をご希望の場合、スカパー!カスタマーセンターへご連絡ください。
- ※接続方法は一例となります。ご利用のテレビおよびデジタル対応録画機等により接続形態が異なりますので、テレビおよびデジタル対応録画機等の取扱説明書をご確認願います。
- ※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

## お客さま宅内の接続例

## ■4K8K衛星放送を視聴する場合に必要な物品と接続例

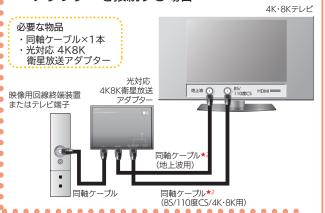


■4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビ

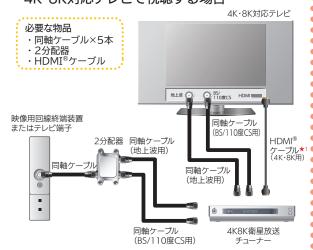




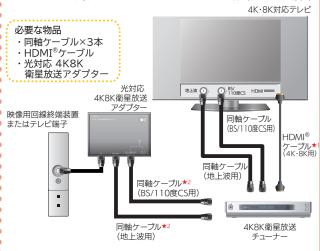
■4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビと アダプターを接続する場合



■4K8K衛星放送チューナーと 4K・8K対応テレビで視聴する場合



■4K8K衛星放送チューナーと 4K・8K対応テレビとアダプターを接続する場合



- ★1 4K対応テレビと4Kチューナーの接続には、HIGH SPEED(カテゴリー2)に対応したHDMI®ケーブルをご使用下さい。 HDMI®端子はHDCP2.2と4K60Hz入力に対応している必要があります。
- ★2 同軸ケーブル1m×2本は光対応 4K8K衛星放送アダプターに同梱されています。
- ※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ※光対応 4K8K衛星放送アダプターは、スカパー!カスタマーセンターまたはスカパー!公式サイトにてご購入いただけます。接続はお客さまご自身で実施いただくか、ご希望の場合はNTT東日本の屋内同軸配線工事をご依頼いただき、工事実施時に工事担当者へアダプターをご提示ください。
- ※接続方法は一例となります。ご利用のテレビおよびチューナー等により接続形態が異なりますので、テレビおよびチューナー等の取扱説明書をご確認願います。

## ご利用上の留意事項

## ■留意事項

### ■必要機器および接続方法について

- ●スカパー!、スカパー!プレミアムサービス光、4K8K衛星放送を視聴する場合は各放送の受信に対応したテレビまたはチューナーが必要です。
- ●テレビまでの接続工事は、お客さまご自身で行っていただく場合と、NTT東日本が実施する場合があります。NTT東日本が実施する屋内同軸配線工事に関わる費用は、工事内容により異なります。

●屋内同軸配線工事をお客さまご自身で行う場合は、同軸ケーブルおよび分配器等をお客さまご自身でご用意いただく必要があります。なお、同軸ケーブルはS-4C-FBもしくはS-5C-FBの規格を、分配器についてはプラスチック製のものではなく、アルミダイキャスト製のものをそれぞれ推奨いたします。また、テレビ端子についてはF型端子のみ対応いたします。(以下参照)

### 分配器

分配器とは、テレビの電波を全て均等に分ける機器をいいます。2分配器であれば、信号を均等に2つに分けます。どちらも同じレベルが出力されます。分配器のケースがプラスチック製のものより遮蔽性が優れる「アルミダイキャスト製」で、周波数が2150MHzまで対応している分配器のご使用を推奨します。



分配器例(2分配器)

### 同軸ケーブル

同軸ケーブルとは、主に通信やテレビ接続などに使用される多重構造のケーブル(電線)の一種です。

同軸ケーブルの先端部分がプラスチック製のものは推奨しません。



## テレビ端子

フレッツ・テレビに対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる $70\sim2150$ MHzに対応したF型端子となります。

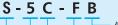
テレビ端子の種類	フレッツ・テレビ対応可否
F型端子	対応可能
直付端子	対応不可(端子交換)
フィーダー 端子	対応不可(端子交換)

### ●同軸ケーブルの外観



#### ●同軸ケーブルの名称構成

同軸ケーブルには「C」と「D」のいずれかの表示があり、テレビ用の特性インピーダンス75 $\Omega$ の同軸ケーブルは「C」と表記されております。また、「C」の前にケーブル外径が表記されております (3/4/5/7)。



テレビ周りに使用する同軸ケーブル S-4C-FB以上を推奨 住宅内幹線に使用する同軸ケーブル S-5C-FB以上を推奨

### ■視聴条件等について

●NTT東日本設備または放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。

## ■スカパーJSAT (株) からの通知に伴う サービスの解約について

●お客さまからの解約申し込み等により、お客さまがスカパー JSAT (株)と締結するテレビ視聴サービスの契約を解除された 場合、NTT東日本はスカパーJSAT (株)からの通知に基づき、フ レッツ・テレビ伝送サービス契約を解除する場合があります。

## スカパー!の専門チャンネルをお申し込みのお客さま

(例) スカパー!プレミアムサービス光をお申し込みいただいた場合

## ■「スカパー!プレミアムサービス光お客様用資料」の送付

フレッツ・テレビにあわせてスカパー!プレミアムサービス光をお申し込みのお客さまには、スカパー!プレミアムサービス光の「ライフサポートBook」等の書類一式が届きます。 送付内容は以下のとおりです。

## スカパー! よりお届けするもの

- ●資料送付のご案内
- ●スカパー!サポート&プレゼントBook
- ●スカパー!プレミアムサービス光ガイド誌
- ●スカパー!プレミアムサービス光契約約款
- スカパー!会報誌
- スカパー!プレミアムサービス光対応チューナー★

★スカパー!プレミアムサービス光を視聴するには、プレミアムサービス光対応チューナーが必要です。チューナーをスカパーJSAT㈱より購入される場合、別途ご購入代金がかかります。詳しくはスカパー!カスタマーセンターへお問い合わせください。 ※スカパー!をお申し込みの場合も、スカパー!より無料体験サービスセット等のお知らせが届きます。

## ■対応チューナーの接続

スカパー!プレミアムサービス光対応チューナーの着荷後、接続を行い視聴開始することができます。 接続はお客さまご自身で実施していただくか、ご希望の場合は有料で実施いたします。

## お客さま工事の場合

スカパー! プレミアムサービス光対応チューナーの接続は、お客さまご自身で実施いただくこともできます。実施にあたっては分配器、同軸ケーブル等が必要となります。詳しくはP.12~P.14をご確認ください。

## 取付工事をご希望の場合

スカパー! プレミアムサービス光対応チューナーの取付工事を希望される場合、スカパー! カスタマーセンター(プレミアムサービス光窓口)0120-818-666までお問い合わせください。



※スカパー!をお申し込みいただいた場合は、チューナーなどの専用端末が不要で、デジタル対応テレビ・レコーダーなど、110度CSデジタルチューナー内蔵機器に接続いただくことで視聴開始することができます。詳しくはスカパー!カスタマーセンターへお問い合わせください。 ※宮城県、山形県、岩手県では「スカパー!プレミアムサービス光」をご視聴いただけません。

## ご利用料金のお支払いについて

## ■フレッツ・テレビのご利用料金とお支払い方法

フレッツ・テレビに関する料金は、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンス株式会社より請求いた します。毎月のご利用料金のお支払いには、便利な「口座振替によるお支払い」、「クレジットカードによる お支払い」をご利用ください。なお、オプション契約である「スカパー!」、「スカパー!プレミアムサービス光」 の料金についてはスカパーJSAT(株)から請求されます。

#### NTTファイナンスから請求する料金

・フレッツ・テレビ伝送サービス工事費

初期費用

- •屋内同軸配線工事費(NTT東日本工事の場合)
- •テレビ視聴サービス登録料

月額利用料

- ・フレッツ・テレビ伝送サービス利用料
- •テレビ視聴サービス利用料



お支払い ①口座振替 ②クレジットカード 方法 ③請求書

#### スカパーJSAT(株)から請求する料金

・スカパー! 視聴料等★ 月額利用料

・スカパー!プレミアムサービス光視聴料等\*1



●口座振替 ●クレジットカード

★1オプション契約の場合。

お支払い方法の詳細については、スカパーJSAT (株) から送付されるご利用ガイド等にて確認ください。

## ①口座振替によるお支払い方法

お客さまの預金口座から毎月のご利用料金を自動的にお支払いいただく方法です。口座振替をご利用のお客さま には、前回の領収証・今回ご請求分の口座振替のお知らせ、およびご利用料金内訳書をお送りします。

(アレソング をお申し込みいただくと、「口座振替のお知らせ」等を郵送に代えて、Web上でご照会いただけます。

### ②クレジットカードによるお支払い方法

毎月のご利用料金等をお客さま指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

お支払日はお客さまがご指定の各クレジットカード会社の規約に基づいた指定日のお支払いとなります。

※お申し込み以降、毎月の利用料金が自動的にクレジットカード会社に通知され、お客さまに請求されます。コンビニエンスストア、NTT東日本の窓 口などでのクレジットカード支払いはご利用いただけませんので、ご了承ください。

NTTファイナンスからの請求金額の合計については、クレジットカード会社の利用明細によりご確認ください。 なお、ご利用料金の内訳については、インターネットにてご覧いただける (のビリング によりご確認いただくことが 可能です。

※別途、「@ビリング」のお申し込みが必要です。※NTTファイナンスからは「請求書」、および「領収証・口座振替のお知らせ」等は送付いたしません。













## ③請求書によるお支払い方法

NTTファイナンスからお送りする所定の払込用紙で金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。口 座振替・クレジットカード払いをご利用でないお客さまには、お支払期限の10日前までに請求書およびご利用料金内訳書を 郵送します。お支払期限までに下記金融機関窓口、コンビニエンスストア等へ請求書をご持参いただき、お支払いください。

お支払い場所

お近くの銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農業協同組合、郵便局、 「NTT東日本電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストア

#### NTTファイナンスからご請求させていただいているお客さまへご注意

- ●ご請求金額(振替させていただく金額)はNTTファイナンスのサービスである「Webビリング」でご案内いたします。「Webビリング」について詳しく は、NTTファイナンスHP(https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/webbill/)をご覧いただくか、「NTTファイナンス Webビリング受付担当」 0800-333-0030 (通話料無料 受付時間午前9時~午後5時 月~金曜日(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く))へお問い合わせください。
- ●@ビリングにてご確認いただけるNTT東日本ご利用料金内訳と、NTTファイナンスからのご請求金額は異なる場合もございますので、あらかじめご 了承ください。

## ご利用料金のお支払いについて

## ■ご利用料金の計算期間と請求書発行日等の標準例

ご利用月のお支払い期限(または振替日)につきましては下表をご参照ください。

※フレッツ・テレビのご利用料金の請求に関しては、「00」で始まる10桁のお客さま番号または電話番号の請求書等発行スケジュールにより異なります。

#### 【請求書等発行スケジュール(標準)】

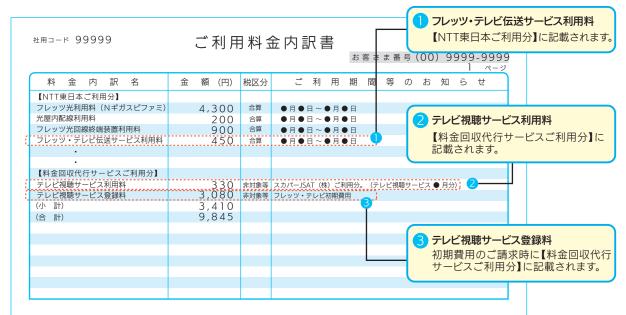
「お支払い期限(または振替日)」については、NTTファイナンスから送付する請求書(または領収書・口座振替のお知らせ)により、ご確認ください。



▶──●: 料金計算期間 🔺: 請求書発行予定日 ★: 支払い期限日(口座引き落とし日)

## ■ご利用料金内訳書について

NTTファイナンスから送付する『請求書』または『領収書・口座振替のお知らせ』に同封する『ご利用料金内訳書』には、以下のとおり「フレッツ・テレビ伝送サービス利用料」と、「テレビ視聴サービス利用料」が別々に記載されます。



#### 料金をお支払いいただけないときは

フレッツ・テレビの利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。 ※お支払期限後に支払われた場合は、利用規約に基づき年最大14.5%の割合で計算した延滞利息を加算させていただく場合もありますのでご了承ください。

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

#### ▲フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約(抜粋)

- 新し来 Rotal (規約の適用) (規約の適用) 第1条 当社は、このフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約(以下[規約]といい ます。)を定め、これによりフレッツ・テレビ伝送サービス(当社がこの規約以 外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。 rvv-nnnMmrと、ため、てがい、より症状するものを除さます。)を提供します。 ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件に よります。
- (注) 本条のほか、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスに附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、 の規約により提供します。(規約の変更)
- (規約の変更) 32条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他
- 日本のに対力を主い物と、大きでは対して対し、日本が、というであります。 の適切な方法で周知します。 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知 を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していた だきます。
  - ①当社ホームページにおける掲載 ・

  - ① 当在ホームペーシにのいる79年 ②電子メールの送信 ③ C D R O M 等の記録媒体の交付 ④ ダイレクトメール等の広告への表示

第2章 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域 (フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域) 第4条 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスは、別記 1 に定める提供区域におい て提供します。

#### (契約の単位)

- (契約00年121) 55条 当社は、利用回線(当社が別に定める登録一般放送事業者及び届出一般放 送事業者(以下、登録一般放送事業者と届出一般放送事業者を総称して、「一般 放送事業者」といいます。)が、第1種契約者回線の通信相手先として指定した ものに限ります。)1回線ごとに1のフレッツ・テレビ伝送サービス契約を締結
- ものに限ります。)」「回縁ここに「のフレッツ・アレと伝送り一と人类的を締結します。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、それぞれ」のフレッツ・テレビ伝送サービス契約につき1人に限ります。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の契約者(その利用回線が 光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、 その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)と同一の者に限

#### (回線終端装置の設置)

- (回線髹編表庫の版庫) 第6条 当社は利用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 (契約申込の方法) 第7条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に提出していただきます。 (1) 利用回線に係る契約者名及び契約者回線等番号
  - (2) その他契約申込の内容を特定するための事項

- (2) その他契約申込の内容を特定するための事項 (契約申込の承銘) 第8条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあったときは、受 け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないこ とがあります。 (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをした者が、その利用回線の契 約を締結している者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約 に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者 が指定する者とします。)と同一の者とならない場合 (2) フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著 しく困難なとき。 (3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをした者がフレッツ・テレビ伝 送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれ があるとき。 (4) 第32条 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務) の規定に

- (4) 第32条 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務) の規定に
- (4) 第32条(利用に係るノレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。 (5) 料金表第1表1(2)に規定する建物—括契約型料金(以下「建物—括契約型料金」といいます。)に係る利用料金を適用する場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき(その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限ります。)又は同一の場所以外において利用するとき(その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外でおより場合に関わます。
- ある場合に限ります。) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

## (契約内容の変更) (契約内容の変更) 第9条 (略)

#### 第9条 ゎヮ゙゚゚゚゚゚゙゛ ( ┗ff) (フレッツ・テレビ伝送サービスの利用の一時中断)

- (フレッツ・テレビ伝送ゲーとスの利用の一時中間) 前10条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があったとき(その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した回線終端装置を移動文は取りはずすときに限ります。)は、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用の一時中断(フレッツ・テレビ伝送サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時かに利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
- す。
  (フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡)
  第11条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利(フレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいてフレッツ・テレビ伝送サービス契約を基づいてフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
  2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に請求していただきます。
  ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
  (注)本項の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。
  3 当社は、前項の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲

- 渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
  (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がフレッツ・テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
  (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る権利の譲渡が、その利用回線に係るサービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。
  (3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者(その利用回線に係るサービスの利用権を譲り受けようとする者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)と同一の者でないとき。
- 場合は、その利用回線の矢割ど参加ロしいが日が15によりで日といる。/ 一の 一の者でないとき。 1 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人 は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の有していたフレッツ・テレビ伝送 サービスに係る一切の権利及び義務(第25条の2(債権の譲渡)の規定により同 条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みま
- 条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みらます。)を承継します。
  (フレッツ・テレビ伝送サービスの転用)
  第11条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者(建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者(建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスをあもの及びその利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)は、フレッツ・テレビ伝送サービスの転用(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が現して利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスの転用(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が現して利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第11条6の3に規定するフレッツ・テレビ伝送サービスの転用の請求があった場合を除さます。)することができます。
  2 当社は、前項の規定によりそのフレッツ・テレビ伝送サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
  (1) 第8条(契約申込の承諾)第2項各号のいずれいに該当するとき。(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事

- (1) ポロラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気 通信事業者が承諾しないとき。 3 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更があったときは、フレッ ツ・テレビ伝送サービス契約者から当社と締結している事業者変更前のフレッ ツ・テレビ伝送サービスについて解除の通知があったものとして取り扱うことと
- します 。。 (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約
- DP時所J 第12条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、フレッツ・テレビ伝送サービス 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属フレッツ・テレビ伝 送サービス取扱所に書面により通知していただきます。 (当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除) 第13条 当社は、次の場合には、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除す ネニトがあれます
- ることがあります。 (1) 第17条 (利用停止) の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止されたフレッツ・テレビ伝送サービス契約者が、なおその事実を解消しない
- (2) 前号の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止する ことが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第 17条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。
- 17条 (利用停止) 第1項名号の規定のいずれかに該当するとき。
  2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除します。
  (1) 利用回線について、契約の解除(利用回線に係る契約者回線の移転、サービスの転用、サービスの事業者変更若しくは第3条(用語の定義)に定める利用回線において他のサービスの契約申込を伴うものを除きます。) 又は第3条に定める利用回線において他のサービスの契約申込を伴うものを除きます。) 又は第3条に定める利用回線にかいて、サービスの刑権を譲渡があったとき。
  (2) 利用回線について、サービスの利用権の譲渡があった場合であって、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。
  (3) 利用回線が、移転等によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域外となったとき。

- の 『江川日本の本本 なったとき。 3) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指
- (4) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の週間ではすか、このことではから 定を解除したとき。 (5) 当社が別に定めるフレッツ・テレビ伝送サービス契約について、フレッツ・ テレビ伝送サービスを提供することが技術的に困難なとき又は保守することが 着しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき 3 当社は、前2項の規定により、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除 しようとするときは、あらかじめフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にそのこ とを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に 基づき提供される場合は、この限りでありません。 (その他の提供条件)
- 至フさ時代される場合は、この成りとのりません。 (その他の提供条件) 314条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に関するその他の提供条件について は、別記2及び3に定めるところによります。

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

第4章 回線相互接続 (回線相互接続) 第15条 (略)

第5章 利用中止等

(利用中止) 第16条 当社は、次の場合には、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止する ことがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。 (2) 第19条 (通信利用の制限等) の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービス

の利用を中止するとき。 (3) 利用回線に係るサービスの利用中止を行ったとき。 ・当社は、前項の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止すると きは、あらかじめそのことをフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にお知らせし 。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 (利用停止)

- (利用停止) おけるといるのである。 (利用停止) 第17条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間(そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することとなったフレッツ・テレビ伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。
  (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第25条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
  (2) 第32条 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)の規定に違復反したとき。

  - 違反したとき。
  - ルスグルにとる。 5) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業 者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通 信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - 信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。 1) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常 がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行 う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合して いると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から
  - 取りはずさなかったとき。 (5) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。 (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であってフレッツ・テレビ伝送
- 5) 削り号のほか、この焼料の水上に及りの行為にのコこフレッフ・ナレビは及 サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を 及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 当社は、前項の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用停止をする きは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をフレッツ・テレビ伝 は、ここではないになった。 送サービス契約者に通知します。

第6章 通信

(通信の条件) 第18条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、そのフレッツ・テレビ伝送サー ビスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社が別に定める映像通信 網サービスの第1種契約者回線からの通信(その第1種契約者回線からの着信に

網サービスの第1 種契約者回線からの週信(その第1 種契約者回線からの海信に 限ります。)を行うことができます。 (通信利用の制限等) 15条。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線に係る契約約款等 に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そ のフレッツ・テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

- 第7章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用) 第20条 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの料金は、利用料金に関す る料金とし、料金表第1 表、(料金) に定めるところによります。 2 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、料金表 第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。 (注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するフレッツ・テレビ伝送 サービスの利用料及び請求書等の発行に関する料金及び事業者変更手数料を合算

したものとします。 第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務) (利用料金の支払表務) 2.1条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その契約に基づいて、当社がフ レッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日(建物一括契約型料金について はその適用の開始があった日)から起算して、フレッツ・テレビ伝送サービスの 解除があった日(建物ー括契約型料金についてはその適用の廃止があった日)の 前日までの期間(提供又は適用を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の 日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定す る利用料金の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用の時中断等によりフレッツ・テレビ伝送サービのま 本利田オスニとができない状態が低生いたときの利用料金の支払いは、次にとり 本利田オスニとができない状態が低生いたときの利用料金の支払いは、次にとりま

を利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によりま

- 7。 (1) 利用の一時中断をしたときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、そ
- (1) 利用の一時中間をしたとさは、プレッツ・アレビ伝达サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 (2) 利用停止があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 (3) 前2号の規定によるほか、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次の場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	
フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の責めによらない理由により、そのフレッツ・テレビ伝送サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気に基しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)にその	そ用あ間応ビ
一ことを当社が知った時刻から起算し	

支払いを要しない料金 のことを当社が知った時刻以後の利できなかった時間(24時間の倍数できなかった時間(24時間の倍数であ部分に限ります。)について、24時ごとに日数を計算し、その日数に対するそのフレッツ・テレビ伝送サー についての利用料金

て、24時間以上その状態が連続したとき。

当社の故意又は重大な過失により そのフレッツ・テレビ伝送サービス を全く利用できない状態が生じたと

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスについての利用料金

- 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその 料金を返還します。 (工事費の支払義務)

(工事質の交払義務) 第22条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求 をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表 (工事に関する費用) に規定する 工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下こ の条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りでありませ ん。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を 派遣します

ん。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返遺します。 返遺します。

「工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、フ レッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときま でに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきま す。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額 を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

用 3 卸 料金の計算等 (料金の計算等) 第23条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通 則に定めるところによります。 (注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった 場合の取扱いについては、別配9の2に定めるところによります。 第4節割増金及び延滞利息

(割増金)

(割増金) 第24条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

割増金として支払っていただきます。 (延滞利息) 第25条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を 除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期 日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大14.5%の割合 で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この 限りでありません。 (注1)第25条の2(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当 する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間に ついても、365日当たりの割合とします。 (注7)当4世、延滞利息の他に詰求する料金その他の債務がない場合は、延滞利

ンいて、JUJロコにソル制白とします。 (注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。 第5節 債権の譲渡

第5即 慎権の課級 (債権の譲渡) 第25条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、この規約の規定に より支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定 める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を 除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事 業者は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請 第25条の2

- 第8章 保守
  (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の維持責任)
  第26条 フレッツ・デレビ伝送サービス契約者の維持責任)
  第26条 フレッツ・デレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信
  設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
  (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の切分責任)
  第27条 フレッツ・デレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信
  設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備に故障
  のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
  2 前項の確認に際して、フレッツ・デレビ伝送サービス契約者から要請があった
  ときは、当社は、フレッツ・デレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・デレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・デレビ伝送サービス取扱所において対験を行い、その結果をフレッツ・デレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係員
  3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、フレッツ・デレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係受は、フレッツ・デレビ伝送サービス契約者にその派遣に要した費用の額は、バ流遣に要した費用の額は「バ流遣に要した費用の額は「バ流遣に要した費用の額は「バ流遣に要した費用の額は「バ流遣に要した費とします。
  (注)本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているフレッツ・デレビ伝送サービス契約者には適用しません。
  (修理又は復旧の順位)
  第28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が数障し、又は減失した場合に、その全部を修理」、又は刻目であったができないときは、次の順位に従ってその電
- (修理×は寝田の順団) 第28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、そ の全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電 気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順 位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定め

たものに限ります。				
順位	修理又は復旧する電気通信設備			
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 適信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの			
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記16 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関 に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除 きます。)			

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

第1順位及び第2順位に該当しないもの

#### 第9章 損害賠償

第9章 損害賠償 (責任の制限) 第29条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社 の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのフレッツ・テレ ビ伝送サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全 ての通信に著しい支節が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合 を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時 刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのフレッツ・テ レビ伝送サービス契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間 の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金を発生した損害とみ なし、その額に限って賠償します。 3 当社の放意又は重大な過失によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供をしな かったときは、前2項の規定は適用しません。 (注)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料 金表通則の規定に準じて取り扱います。 (免責)

第30条

(代責) 第300年 (代責) 第300年 (代責) 第30条 当社は、プレッツ・テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、プレッツ・テレビ伝送サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に掲書を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。2 当社は、この規約等の変更により自営端未設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(プレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に設置する電気通信機の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含ます。)ただし、端末設備等の接続の技術の条件に以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(プレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に設置する電気通信値の変更に対した機定に係る部分に限り当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。 ちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第10章 雑則 (承諾の限界) 第31条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から工事その他の請求が あった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守すること が著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾し ないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。 ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところにより

ょす。 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務) 第32条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次のことを守っていただきま

第32条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
(1) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端未設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと
(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
(4) 当社がプレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備をで失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等)第33条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。
(7レッツ・テレビ伝送サービス契約者の事項及び技術資料の関覧)第34条 (略)

(フレッツ・テレビ」は
第34条 (略)
(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名の通知等)
第35条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただき

を、その一般放送事業者に適知する場合があることについて、同意していただきます。
2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのフレッツ・テレビ伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
3 規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第17条(利用停止)の規定に基づきそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者のにおいて、当社がそのフリッツ・テレビ伝送サービス契約者のにおいて、時意していただきます。
4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2(債権の譲渡)の規定に基づき待ちであることについて、同意していたぎきます。
5 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
5 フレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
5 フレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供するものであって、その利用回線が、コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供するものであって、その利用回線が表している電気通信事業者がよって、その利用回線に係るサービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更のが確かしていただきます。

、同意していただきます。 - 般放送事業者からの通知) 16条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、料金若しくは工事に関

する費用の適用又はフレッツ・テレビ伝送サービスの提供に当たり必要があると きは、一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのフレッツ・テレビ伝送サービスを提供するために必要なフレッツ・テレビ伝送サービスを提供するために必要なフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。 (法令に規定する事項)

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当 社は閲覧に供します。

(附帯サービス) (3) 第39条 フレッツ・テレビ伝送サービスに関する附帯サービスの取扱いについて は、別記10から15に定めるところによります。

、 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域 1) フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域 (日本電信福誌株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)のうち当社が別 に定める区域とします。

#### 都道府県の区域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

(2) 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域 における当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線と利用回線

- における当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線と利用回線との間において提供します。
  2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継
  (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。
  (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 同様とします。

同様とします。
(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1)人を代表者として取り扱います。
(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継においての届出がないときは、当社は、その利用回線(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る契約者の地位の承継の届出をもって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
(注) (1)かび(2)の4月にかわたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかわたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかわたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかれたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかれたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

9。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出 1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは 居所又は請求書の送付先に変更があったときは、これを証明する書類を添え て、速やかに所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきま

す。 ただし、その変更があったにもかかわらず所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届出がないときは第13条(当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除)及び第17条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。 (2)(1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。 (注)(1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コポレーションモデルに関する多数がに基づき提供される基準をは、当社が関ビアウルをデースとデルに

関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによりま

ッ。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

ノレッツ・テレビ伝送サービス契別者からの利用回線等の設直場所の提供等()利用回線等の終端のある備内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただきます。ただし、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、その利用回線等の設備所を提供することがあります。(2)当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただく・とかあります。

に必要な電気は、フレッツ・アレビ伝达サービス来が自かったに、ことがあります。
3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。自営端未設備の接続(略)自営端未設備に異常がある場合等の検査(略)中世電标通信路備の接続(略)

自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 (略) 当社の維持責任

た場合の取扱いフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第21条(利用料金の支払義務)及び第22条(工事費の支払義務)の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用(当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により、料金表に定める料金又は工事に関する費用の強とのも組入の規定により、の手額を含ます。)の一数40×を乗します。

村本式に上める中本式は上手に関する資用の支払いを要ります。

0 適格請求書の発行
(1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
(2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その適格請求

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第1 に規定する適格請求書の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。 支払証明書の発行

- 書の発行を受げたときは、料金表第3表 (附常サービスに関する料本等)の第1 に規定する適格請求書の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。
  11 支払証明書の発行
  (1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者等から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスに保る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービスに保る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービスの料金をの他の債務(この規約の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)を発行します。
  (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書)といいます。)を発行します。
  (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第2に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
  12 情報料回収代行の承諾
  (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者が提供する一般放送サービス(フレッツ・テレビ伝送サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであって、一般放送事業者が、当社による子根供を受けることができるサービスであって、一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行にこいて当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下、この別記11から13において同じとします。)の利用があった場合とは、まの一般放送サービスの利用の際に、情報提供者が知らせずる料金を心にます。とを承諾していただきます。
  (2) 当社は、情報提供者から請求があった場合は、その一般放送サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその情報提供者に通知することがあります。この場合、名のとります。
  (3) 当社が定める開間が発き過しても回収できない当該サービスの利金については、「対しツッ・テレビ伝送サービスの料金にこの明日、当社が契約ごとに定める種居月の一定の日をいいます。)の境区により回収する当該サービスの利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービスの利用に係るフレッツ・テレビに会び、サービスの利用に係るプレッツ・テレビに会送サービスの利用に係るの負別では当たりではまずるとに実める種居日の一定の日をいいます。)ごとに集計のうえ請求します。
  (2) (1)の場合において、請求する当該サービスの料金は、当社の機器により計算します。)の終り送サービスの機能なりませによります。

## します。 14 情報料回収代行に係る免責

| 日本統一日本にいているのでは、 当社は、一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理 による損害については、責任を負いません。 屋内同軸配線工事

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その利用回線が、当社が別に定め 7 当社は、実別省から調水がありたことは、ていか旧日線が、当社が別にため る一般放送事業者が第一種契約者回線の通信相手たとして指定した利用回線で ある場合に限り、屋内同軸配線(その利用回線の回線終端装置から自営端末設 備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。)に係る
- 工事を行います。 (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する工事費の支払いを要します。 (3) 屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、フレッツ・テレビ伝
- 送サービスの場合に準ずるものとします。 16 新聞社等の基準

	WIE012 G 62 T-1		
	区分	基 準	
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議す ることを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。	
2	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹 放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者	
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社	

#### 料金表

#### \_\_\_\_\_ (料金の計算方法等)

- 問別
  (料金の計算方法等)

  1 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者がその契約に基づき支払う料金
  のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
  ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。

  2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(第1表2(2)(請求書等の発行
  に関する料金の額)を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。
  (1)料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の提供の開始又は建物ー括契約型料金の適用の開始があったとき。
  (2)料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除又は建物ー括契約型料金の適用の廃止があったとき。
  (3)料金月の初日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除又は建物ー括契約型料金の適用の廃止があったとき。
  (4)料金月の初日以外の日にそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービスについて、建物ー括契約型料金の適用を受けている場合に限ります。)について、当社と合意した戸数の変更の申出を当社が承諾した日から適用します。
  (5)第28条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  (6)4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- (3) オンド (ペリかイエの) 大小教が カンタッカン ちいないがたにはヨッシこと。 (6) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第21条 (利用料金の支払義務) 第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっ ては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなしま
- す。 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算 (端数処理)
- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた 場合は、その端数を切り捨てます。
- 場合は、その端数を切り拾くより。 (料金等の支払い) うフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービス 取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用につい

- て、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- て、文払相に切断するの順行になって交払っていたださます。 (料金の一括後払い) B 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、フ レッツ・テレビ伝送サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が 指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (削受益)

  当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
  (注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
- (消費税相当額の加算)
- /月貝(MTH=16KO)/川戸) り 第21条(利用料金の支払義務)から第22条(工事費の支払義務)までの規定 その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払い を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算し
  - た額とします。 (注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) によるものとし
  - ます。 (注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額を いいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格としま
- (注3) この規約の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関す る費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。 (料金等の臨時減免)
- 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定に かわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがありま かかわらず、臨時に、
  - ,。 (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のフレッツ・テレビ伝送サー ビス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

#### 第1表料金(附帯サービスの料金を除きます。)

1 適用	
区分	内容
(1) 利用料金の 適用	当社は利用料金について、1利用回線ごとに適用します。
(2) 建物一括契 約型料金の適 用	当社は、契約者から申出があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金について、利用料金別表に定める建物一括契約型料金を適用します。 ただし、その利用料金別表に定める建物一括契約型料金の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、当社は申出を承諾せず、その利用料金別表に定める建物一括契約型料金を適用できないことがあります。この
(2) 註書書等の	場合、当社は、その旨を契約者に通知します。 ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数
(3) 請求書等の 発行に関する 料金の適用	別が高等の発行に関する村本は、発行子数科及び収納子数料を容算して算定します。 イ 発行手数料及び収納手数料は、フレッツ・テレビ伝送サービス(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に 基づき提供されるものである場合に限ります。以下この表に おいて同じとします。)の料金その他の債務の支払い(フ レッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日を含む料金 月及びその翌料金月分に係るものを除きます。)において支 払いを要するものとし、次の場合に適用します。
	区 分 発行手数料等の適用
	(ア)発行手数料 請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。 (イ)収納手数料 請求書によってフレッツ・テレビ伝送サービ
	スの料金その他の債務を支払う場合に適用します。
	(注) 本欄に規定する請求書は、別記10 (適格請求書の発行) に規定する適格請求書を含みません。 ウ 次の場合については、2(2) (請求書等の発行に関する料金の 額) の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適 用しません。 (ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者 に譲渡した債権を一括して請求している場合 (イ) 契約者が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを 含みます。) の場合 (ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理 由により請求書の発行を行う場合
(4)事業者変更 手数料の適用	ア フレッツ・テレビ伝送サービスの申込み(その利用回線に係るサービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テイテルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テイテルにとは場合を除きます。)を伴うものに限ります)をし、その東海を受けたときに支払いを要します。ただし、事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りをりません。この場合を返還します。 イ フレッツ・テレビ伝送サービスの 事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更(当社が別に定めるものに限ります。)を行う場合は、それらの事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者を変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者を変更を1とみなして、事業者変更を1との時間に対して、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者変更を1とみなして、事業者を1を2000年に関する1を2000年に対して1を2000年に対して1を2000年に対した1を2000年に対して1を2000年に対しません。2000年に対して1を2000年に対して1を2000年に対した1を2000年に対して1を2000年に対して1を2000年に対しませんので1を2000年に対して1を2000年に対して1を2000年に対して1を2000年に対しますることので1を2000年に対して1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を2000年に対しで1を200

## 利田料全

日額

料金種別	単 位	料金額
利用料	1利用回線ごとに	450円(税込価格 495円)

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

#### (2) 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単 位	料金額
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書	150円
	の発行ごとに	(税込価格165円)
収納手数料	1の請求書によるフレッツ・テ	50円
	レビ伝送サービスの料金その他	(税込価格55円)
	の債務の支払いごとに	

#### (3)事業者変更手数料の額

区分	単 位	料金額
事業者変更手料	1契約ごとに	1,800円 (税込価格1,980円)

#### 利用料金別表 建物一括契約型料金(建物一括契約プラン)

- A				
区分		内容		
(1) 定義等	「建物一接契約型料金」とは、利用回線(当社のIP通信網サビス契約約款に規定するメニュー5-1の200Mb/5の届目ののに限り、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契格基づき提供されるものを除きます。以下同じとします。)を専フレッツ・テレビ伝送サービスの利に供する場合に、その利用線に係るフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金について、(利用料金)に規定する類に代えて、次表に規定する利用料金額を、利用回線の利用料金(利用料(タイプ2のものに係る額及回線終端装置利用料に係るものに限ります。)に限ります。)ついて、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代て、それぞれり円を適用することをいいます。		200Mb/sの品目のも モデルに関する契約に シとします。)を専名を 3場合に、その利用 1規定する利用料金に 対のでは、 対のでは、 対のでは、 対のでは、 がいて、 がいで、 がいて、 がいて、 がいて、 がいで、 がいて、 がいて、 がいて、 がいて、 がいて、 がい	
	料金種別 単位 料金額(月額)			
	利用料 (2) 承諾のイに規定する承 諾の際に合意した戸数ま での、1の利用回線の終端 の場所と同一構内又は建 物内における1の戸ごと			
(2) 承諾	当社は、この利用料金の適用を選択する申出があったときは、次のすべての要件を満たす場合に限り、これを承諾します。 アーテの利用回線の終端の場所と同一構成又は建物内に6以上の			

- 一数がある場合
  イ その利用回線を端の場所と同一構内又は建物内の戸数について、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者と当社の間で合意があった場合
  ウ その利用回線が、当社が別に定める一般放送事業者が第1種契約者回線の適信相手先として指定した利用回線である場合
  ア この利用料金の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日からとします。
  イ 契約者は、この利用料金の適用の申出をし、その承諾を受けたときは、利用回線に係る部分については I P通信線サービス契約約款の規定に準じて工事費の支払いを要します。
  ウ 契約者が、この利用料金の適用の廃止をする場合、この利用料金の廃止日の1か月前までに当社指定の書面により申し出ていただきます。

## 約型料金の適用

- 7 契約者か、この利用料金の適用の廃止でする場合、この利用料金の廃止日の1か月前までに当社指定の書面により申し出ていただきます。
  正 この利用料金の適用の廃止があったときは、その利用料金の 適用の廃止日の前日までのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金については、この利用料金の適用し廃止があったときは、利 利 契約者は、この利用料金の適用の廃止があったときは、利 利 用回線に係る部分については I P 通信網サービス契約約款の 規定に準じて工事費の支払いを要します。
  カ 当社と合意した戸数について、変更が生じる場合は、速やかに当社に申出ていただきます。戸数の変更の申出があったときは、(2) 承諾のすべての要件を満たす場合に関り、当社はこれを承諾します。変更後の戸数に基づいた利用料金の適用の開始は、その利用料金の適用を対けているプレッツ・テレビ伝送サービスにの利用料金の適用を廃止します。
  (ア) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったとき。ただし、譲受が、譲渡が同局を得て、この利用料金の適用を廃止します。
  (ア) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったとき。ただし、譲受人が、譲渡人の同意を得て、この利用料金の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。
- の利用材金の適用の総配で甲し出た物口は、この成とこに ありません。 (イ)フレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除があったとき。 クこの利用料金の適用には基本適用期間があります。 ケ前項の基本適用期間は、その利用回線を専らフレッツ・テレ ビ伝送サービスの用に供した日から起算して、2年間としま
- す。 1 この利用料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サー ビス契約者は、基本適用期間内にこの利用料金の適用の廃止 があった場合は、第21条(利用料金の支払義務)及び料金表 適削の規定にかかわらず、1 利用回線ごとに10,000円(税込 価格 1,000円)を一括して当社が定める期日までに支払って
- 第2表 工事に関する費用 工事費

<del>ず貝</del> 1 適用

区分	内 容
(1) 工事費 の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。
(2) 基本工 事費の適用	ア 回線終端装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)までの場合は最大の00円(税込価格31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。

	1			
(3) 交換機等 文換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用し 工事費及び		置工事費は、次の場合に適用します。		
回線終端装 置工事費の	区分	区 分 交換機等工事費等の適用		
適用	ア 交換機等 工事費		ンビ伝送サービス取扱所の取扱所設 盤等において工事を要する場合に適	
	イ 回線終端 装置工事費	回線終端装置	の工事を要する場合に適用します。	
(4) 割増工 事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額は、2 (工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。			
	工事を施工する時間帯		割増工事費の額	
	午後5時から4 で(1月1日から 及び12月29日 31日までの日1 午前8時30分 時までとします。	1月3日まで 日から12月 にあっては、 から午後10	その工事に関する工事費の合計額 から1,000円(税込価格1,100円) を差し引いて1.3を乗じた額に 1,000円(税込価格1,100円)を加 算した額	
	午後10時から 8時30分まで	翌日の午前	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を 差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額	
(5) 工事費の 減額の適用	当社は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。			

プレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始、利用回線の変更又は その他契約内容の変更に関する工事

区分		単 位	工事費の額
(1) 基本工 事費	ア イ以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円(税込価格8,250円) 3,500円(税込価格3,850円)
	イ 交換機等工事 のみの場合	1の工事ごとに	2,000円(税込価格2,200円)
(2) 交換機等工事費		1の工事ごとに	1,000円(税込価格1,100円)
(3) 回線終端装置工事費		1の工事ごとに	2,000円(税込価格2,200円)

2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)

#### 第3表 附帯サービスに関する料金等

83表 附帯サービスに関する料金等 第1 適格請求書の発行手数料 1請求ごとに 400円(税込価格440円) (注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料 その他経費 (実費) が必要な場合があります。 第2 支払証明書の発行手数料 支払証明書 1枚ごとに 400円(税込価格 440円) (注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料(実費) が必要な場合があります。 第3 屋内向軸配線工事に関する工事費 (略)

附 則 (略)

基本的な技術的事項 (略)

## 

■フレッツ光、ひかり電話ネクスト、フレッツ・テレビのサービス内容や料金に関する お問い合わせ、およびご利用中のお客さまの移転・解約等に関するお問い合わせ

0120-116116

受付時間 午前9時~午後5時 土日・年末年始12月29日~1月3日を除き営業

## ホームページン https://flets.com/ftv/

■フレッツ光、ひかり電話ネクスト、フレッツ・テレビの故障に関するお問い合わせ

0120-000113

- お手元に「お客様ID(CAF+数字10桁)または(COP+数字 8桁)」をご用意ください。「お客様ID」は、フレッツ光、ひかり 電話ネクスト開通時の「開通のご案内」に記載されています。 受付時間 午前9時~午後5時 年中無休 \*携帯電話からもご利用いただけます。

※Webでは24時間年中無休で受付を行っております ※故障修理などの対応時間は、午前9時~午後5時とさせていただきます。

### ホームページ

https://web113.ntt-east.co.jp/

## スカパー! カスタマーセンターお問い合わせ先 …………

- ■スカパー!サービスのお申し込みやサービス内容に関するお問い合わせ
- ■スカパー!サービスの料金・移転・解約・視聴トラブル等に関するお問い合わせ

0120-039-888

受付時間 午前10時~午後8時 年中無休

- ■スカパー!プレミアムサービス光のお申し込みやサービス内容に関するお問い合わせ
- ■スカパー!プレミアムサービス光の料金・移転・解約・視聴トラブル等に関するお問い合わせ
- ■光対応 4K8K衛星放送アダプターの販売に関するお問い合わせ

0120-818-666

受付時間 午前10時~午後8時 年中無休

- ※番号はお間違いのないようお願いいたします。
- ※お電話をいただく前に有料放送契約約款(https://www.skyperfectv.co.jp/top/legal/yakkan/)とプライバシーポリシー (https://www.skyperfectv.co.jp/privacypolicy/)の内容をご確認いただき、同意の上ご連絡ください。